

第二次丸亀市文化芸術基本計画（素案）

目 次

第1章 策定の概要	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 本計画の位置付け	3
第3節 計画期間	4
第4節 策定体制	5
第5節 対象となる文化の範囲	6
第2章 策定の背景	7
第1節 文化芸術をめぐる社会の状況	7
第2節 国の文化政策	7
第3節 県の文化政策	8
第4節 丸亀市の文化芸術の現状と課題	8
(1) 市民アンケート調査結果より	8
(2) 第一次計画の検証	10
第3章 本計画の構成	13
第1節 基本理念	13
第2節 基本方針	14
第3節 施策の体系	16
第4章 施策展開	17
第1節 基本方針1 文化芸術に触れる機会の充実	17
第2節 基本方針2 文化芸術の多様な価値の創造	17
第3節 基本方針3 文化芸術による多様なつながりの創出	17
第4節 基本方針4 歴史・文化の継承と発展	17
第5章 本計画の推進体制	18
第6章 本計画の進行管理	19

資 料

丸亀市文化芸術基本条例	
丸亀市文化芸術推進審議会委員名簿	
市民アンケート調査結果	

第1章 策定の概要

第1節 策定の趣旨

文化芸術は、私たちの日常生活に深く根ざしており、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものと考えています。また、文化芸術を通して人々が集い、語り合うことによって、互いを理解して尊重し、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与するものとして重要な意義を持ちます。加えて、人々の文化芸術活動により生み出される新たな需要や高い付加価値は、経済や産業の発展に貢献してきました。

こうした文化芸術が持つ価値は、平成29年の「文化芸術基本法」改正により、「本質的価値(*1)」と「社会的・経済的価値(*2)」と示され、令和4年に制定された「丸亀市文化芸術基本条例」においても、文化芸術の重要性を踏まえ、社会の変化や時代の流れに左右されることなく、将来にわたって文化芸術を推進することとしています。

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、社会環境や市民ニーズの変化への対応が不可欠であることから、上位計画である「総合計画」策定を踏まえ、「第二次丸亀市文化芸術基本計画」を新たに策定することといたしました。

(*1) 本質的価値

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
- ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの

(平成30年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

(*2) 社会的・経済的価値

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

(平成30年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

■「第二次丸亀市文化芸術基本計画」策定までの歩み

平成 17 年(2005)	国の「文化芸術振興基本法」などを背景として、「丸亀市文化振興条例」を制定
平成 18 年(2006)	条例に基づき「丸亀市文化振興基本計画」を策定
平成 29 年(2017)	「第 2 次丸亀市文化振興基本計画」を策定
令和 4 年(2022)	国の「文化芸術基本法」などを背景として、「丸亀市文化振興条例」を「丸亀市文化芸術基本条例」に改正
令和 4 年(2022)	「丸亀市文化芸術基本計画」を策定
令和 8 年(2026)	「第二次丸亀市文化芸術基本計画」を策定 本計画

第2節 本計画の位置付け

本計画は、「丸亀市文化芸術基本条例」第6条(*1)に規定された基本計画です。

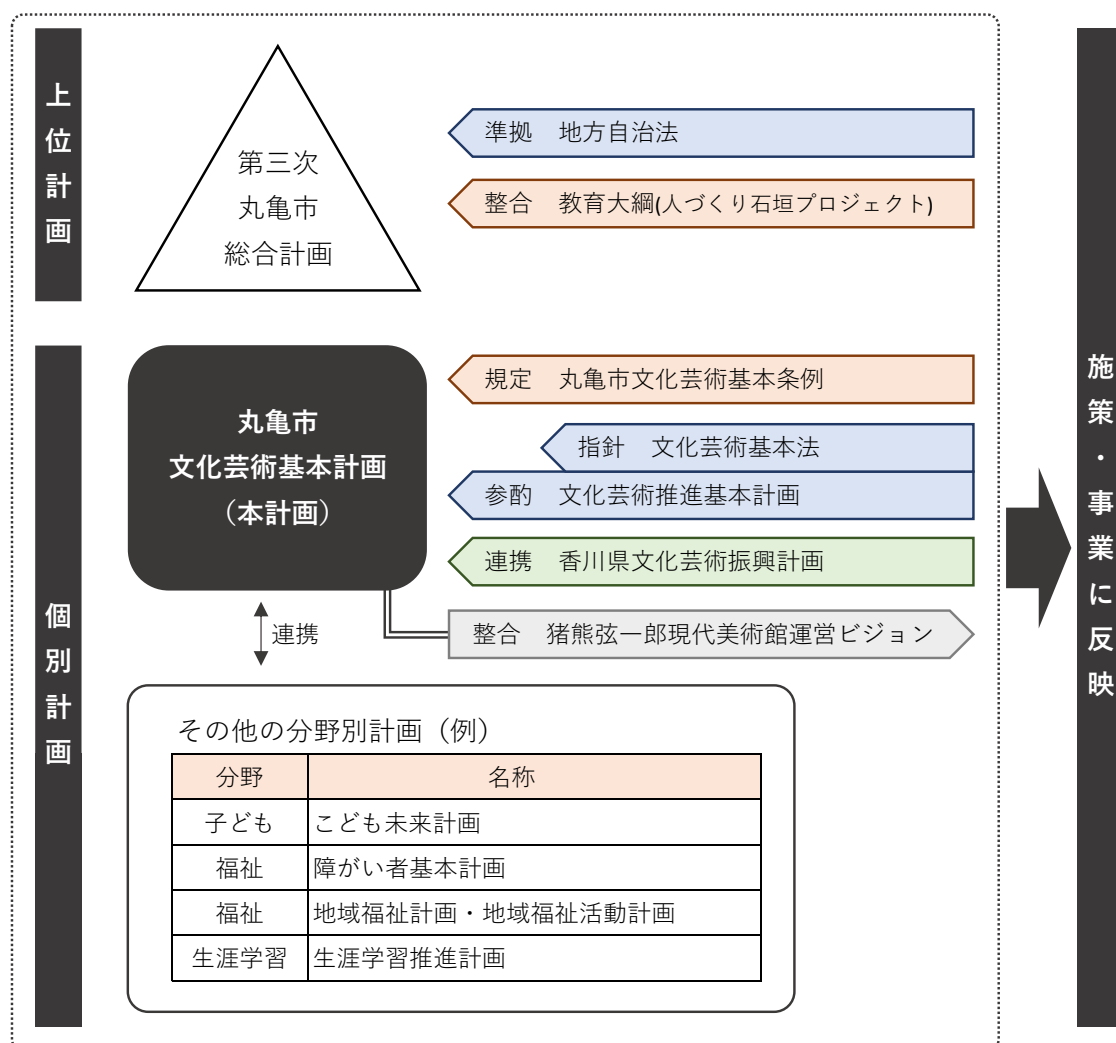
また、本計画は、上位計画である「総合計画」の下に位置付けられる分野別計画の一つであり、「教育大綱(人づくり石垣プロジェクト)」における文化関連施策を具体的に推進するための計画となります。

なお、本市の福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の分野別計画とは、各施策の効果的な推進のため、連携を図ることとしています。

(*1) 丸亀市文化芸術基本条例第6条（抜粋）

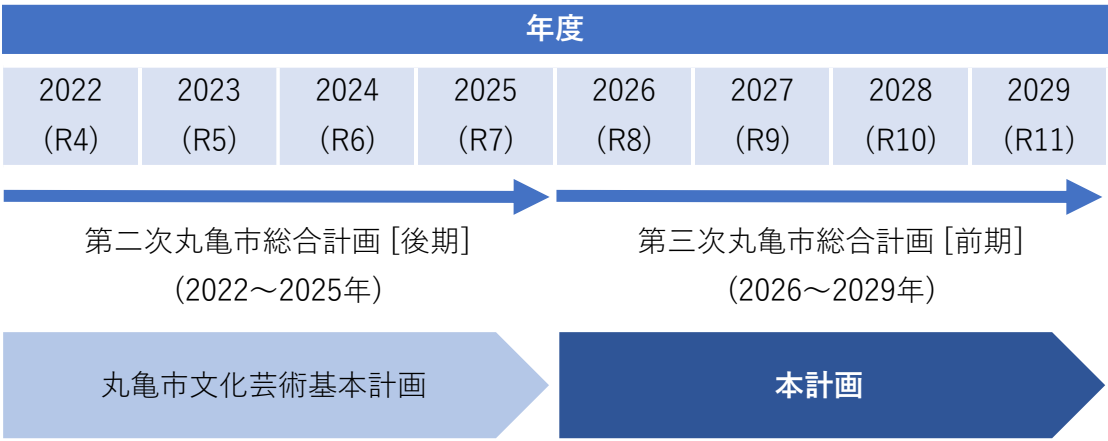
文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画を定めなければならない。

■ 本計画の位置付けのイメージ



第3節 計画期間

本計画の期間は、上位計画である「総合計画」の終了年度に合わせて、令和8年度から11年度までの4年間とします。計画の方向性については、「総合計画」および「教育大綱(人づくり石垣プロジェクト)」に沿いつつ、基本理念と基本方針を定めます。



第4節 策定体制

本計画の策定は、「丸亀市文化芸術基本条例」に基づき、文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、丸亀市文化芸術推進審議会を設置して議論を進めます。

また、文化芸術基本法第7条2第2項(*1)の規定に基づき、教育委員会からの意見聴取を行うとともに、文化芸術施策を効果的に推進するため、関係各課からのヒアリング調査を実施し、多角的な視点を取り入れた計画の策定を行います。

さらに、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を聴取する体制を構築します。

(*1)文化芸術基本法第7条2第2項（抜粋）

特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

■丸亀市文化芸術推進審議会による審議

審議会は、学識経験者、文化芸術団体、教育事業者、地域の子育て関係団体など、文化芸術の推進に関わる各分野で豊富な経験を持つ委員で構成されます。

本計画の策定にあたり、本市の文化芸術の現状と課題を分析し、将来に向けた必要な施策について専門的な見地から検討・審議を行い、答申を計画に反映します。

■市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の意見や考え方を反映するための基礎調査を行います。「丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート」や市の関連計画策定時のアンケート等を活用し、調査結果は審議会における議論の資料とし、本市の文化芸術の現状や今後の方向性といったニーズを把握するために活用します。

■パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、幅広い意見の集約を図るため、パブリックコメントを実施します。

■次世代を担う子どもからのヒアリング（作成中）

本計画の策定にあたり、子どもへの施策が重点課題になっていることから、ワークショップ等を通して子どもの感覚的な声を聴く機会を設けます。

・〇〇分野のワークショップで、「楽しかった」と答えた子どもの割合 等

第5節 対象となる文化の範囲

国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」では、文化を「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体」と捉えており、文化の範囲は多岐にわたります。

そこで、本計画で指す文化の範囲については、国の「文化芸術基本法」第8条から第14条までを参考に下の区分とします。

■文化芸術基本法を参考にした文化の分野区分

芸術	：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化、国民娯楽及び出版物等	：生活文化（茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化） ：国民娯楽（囲碁、将棋その他国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文化財等	：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術の振興	：各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援 ：地域固有の伝統芸能、民俗芸能

第2章 策定の背景

第1節 文化芸術をめぐる社会の状況

「丸亀市文化芸術基本条例」が制定された令和4年以降も、文化芸術を取り巻く社会の状況は大きく変わっていません。少子高齢化の進行による人口減少等により、文化芸術活動を支える地域の担い手は減少し続けています。加えて、単身世帯の増加や都市への人口流出等による地域の人々のつながりの希薄化は、伝統行事や地域文化の継承を困難とするだけでなく、社会的孤立・孤独感の増大によって引き起こされる問題を深刻化しています。また、デジタル技術の進展とともにグローバル化が進み、世界の多様な文化との交流が広がり経済成長に貢献する一方で、国際交流に消極的・閉鎖的な雰囲気が残る側面もあります。

こうした状況の中で、文化芸術は、多様な価値を生み出すとともに受容し、人と人のつながりをつくる機能を備えており、人々の持続的な幸福の実現（well-being）に向けて、重要な役割を果たすことが期待されています。

第2節 国の文化政策

平成13年に制定された「文化芸術振興基本法」の目的は、文化芸術に関する活動を行う団体や人々の自主的な活動を促進することを基本として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することとされました。以降、国は文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めた基本方針（第1次～4次）を策定してきました。

平成29年には「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が新たに制定されました。この法律では、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、教育、福祉、産業、国際交流等の文化関係施策を取り込んだ、文化芸術に関する施策の総合的・計画的な推進という方向性が示されています。以降、国は「文化芸術基本法」の規定に基づき、「文化芸術推進基本計画」（第1期～2期）を策定しています。

■第一次計画の策定時点(令和4年度)から進展があった主な政策（一例）

年 月	法律・基本方針等	主な事項
令和5年3月(策定)	文化芸術推進基本計画(第2期)	対象期間：令和5年度～令和9年度 趣旨：文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、7つの重点取組と16の施策群を掲げ、施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。
令和5年3月(策定)	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)	対象期間：令和5年度～令和9年度 趣旨：合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、第2期の計画期間において念頭に置くべき目標を設定。

第3節 県の文化政策

香川県は、平成19年に「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」を制定して以降、文化芸術の振興の目標や基本的な方針、重点的に実施する事業などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」（第1期～4期）を策定しています。

特に、第3期計画の基本的な方針の一つ「文化芸術による地域づくり」では、国際的な知名度を有する「瀬戸内国際芸術祭」など、香川県の特色ある文化芸術を生かした国内外の人々との交流や地域の活性化につながる取組を進めることとしています。

第4節 丸亀市の文化芸術の現状と課題

上位計画である「第三次総合計画」では、SWOT分析（強み・弱み・機会・脅威）を用いて、これからのまちづくりについての現状と課題を明確化しています。（作成中）この分析に加え、「第1節 文化芸術をめぐる社会の状況」で述べた文化芸術を取り巻く社会状況を踏まえながら、次の「(1) 市民アンケート調査結果より」と「(2) 第一次前計画の検証」より、丸亀市の現状および文化芸術の分野からアプローチが可能な課題を示します。

■SWOT分析（第三次丸亀市総合計画より引用予定）



(1) 市民アンケート調査結果より

本項では、市民の意識やニーズについて各項目の調査結果を分析するとともに、本市の現状と課題を整理します。

■人口減少、少子高齢化

現状	課題
全国的に見ても、地方部である本市の人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない	文化芸術活動を支える地域の担い手が減少している

【課題へのアプローチ】

若い世代を担い手にするには、仕事などで忙しく活動時間が限られている現実を考慮しなければならない。若い世代の中でも、特に学生や定年退職した人など、比較的時間に余裕のある層に対する取組を強化する必要があるのではないか。

[統計・グラフ]（作成中）

■地域コミュニティ希薄化

現状	課題
全国的な人口の増減を見ても、地方部における核家族化や都市への人口流出等による地域の人々のつながりの希薄化はほぼ共通している	・ 伝統行事や地域文化の継承の困難 ・ 社会的孤立・孤独感の増大によって引き起こされる問題の深刻化

【課題へのアプローチ】

地域コミュニティを強化するためには、学校や地域との連携が重要。地域の祭りで活動する人は多様な支援を求めていることから、人のつながりをつくるための文化芸術分野での取組等を広げていく必要がある。

[統計・グラフ] (作成中)

■グローバル化と国際交流

現状	課題
グローバル化の進行とともに、日本にいる外国人の割合が増えている	国際交流に消極的・閉鎖的な傾向が見られる

【課題へのアプローチ】

日本に住む外国人との相互理解に向けた文化芸術分野での取組を広げていく必要がある。

[統計・グラフ] (作成中)

■文化芸術に関する活動への参加状況について

現状	課題
鑑賞する人は多いが、活動する人は非常に少ない	活動をする担い手が不足し、本市の文化芸術が衰退する

【課題へのアプローチ】

文化芸術に関心を持つ人が多いものの、活動につながらない背景には魅力不足もある。魅力を高めるための工夫や支援の取組が必要。

[統計・グラフ] (作成中)

■子どもの文化芸術体験 (作成中)

現状	課題
割合は少ないが、親子間の芸術活動への関わりに相関関係がある	親まで波及効果があるかを考えられていない

【課題へのアプローチ】

子どもが文化芸術に触れることで、多様な価値観が育まれ、保護者もその変化に気づいている。子どもの活動は親にも影響を与えるため、今後も子どもや親子を対象とした文化芸術の取り組みを積極的に進めることが必要。

[統計・グラフ] (作成中)

■文化施設の利用について (作成中)

現状	課題
十分に利用されていない、知られていない	文化施設が有効活用されない状態が続く、丸亀市の取組みがうまくとどかない

【課題へのアプローチ】

文化施設の利用者を増やすには、文化芸術に触れる機会を広げ、活動拠点として活用してもらう工夫が必要。情報発信に加え、マルタスの利用促進や、鑑賞を身近な場所で開催するなど、特に一人でなく配偶者や友人、子どもなど、誰かと利用しやすい環境づくりが必要。

〔統計・グラフ〕（作成中）

■文化芸術における体験格差の拡大（作成中）

現状	課題

【課題へのアプローチ】

〔統計・グラフ〕

(2) 第一次計画の検証

本項では、第一次計画を検証するとともに、本市の現状と課題を整理します。

第一次計画で設定された以下の指標 13 項目の実績値の推移より、客観的な検証を行います。なお、評価については香川県の「香川県文化芸術振興計画」（第 4 期）における計画の進捗率の計算方法に準じています。

■全体の検証

成果には、数値に十分に現れていないものや、長期的取組を要するものなどもありますが、文化芸術の推進に向けて一定の成果をあげることができたと考えられます。なお「新市民会館の供用開始」については、本計画策定時点、令和 8 年 9 月開館を目指して工事を進めています。

■No. 5 「若手芸術家支援事業採択者による事業回数」の検証

令和 5 年度までは、「丸亀市若手芸術家支援事業」として、地域の次世代を担う文化芸術人材の育成を目的とした補助金制度を実施しており、令和 4、5 年度は採択者による事業回数が多い傾向にありました。

令和 6 年度からは、若手に限らず対象を広げ、地域課題の解決や新たな価値の創出、地域のつながりづくりなど、文化芸術を通じて地域に貢献する取り組みを支援する「文化振興事業協議会補助金」へと制度を改めたことにより、若手芸術家による事業回数は減少しています。しかし、将来的に地域の文化芸術を支える若手芸術家の存在は不可欠であるため、今後も、市や外郭団体による事業を通じて若手芸術家の活動の場を広げるとともに、支援のあり方や機会の創出について取り組みを進めていきます。

■第一次計画の指標の進捗状況・評価

進捗率の 計算方法	指標	
	$\frac{\text{「実績値(R6年度)」}}{\text{「目標値(R7年度)」}} \times 100\%$	
評 価	A（おおむね順調に推移）	進捗率が 80%以上
	B（一定程度に進展）	// 40%以上80%未満
	C（少しは進展した）	// 0%超40%未満
	D（進展していない）	// 0%以下

No.	基本 方針	指標	目標値 (R7)	基準値 (R2以前)	実績値			進捗率	評価
					R4	R5	R6		
1	1	丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数(人)	150,000	131,878	<u>99,361</u>	131,278	124,933	83.3%	A
2	1	アウトリーチ事業への参加者数(人)	5,500	5,079	<u>5,320</u>	3,404	2,476	45.0%	B
3	1	丸亀市で活動する市民活動のうち「学術、文化、芸術又はスポーツ」を主な活動分野とする件数(件)	93	71	<u>82</u>	78	75	80.6%	A
4	2	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数(人)	140,000	138,159	<u>100,667</u>	112,893	108,497	77.5%	B
5	2	若手芸術家支援事業採択者による事業回数(回)	8	3	<u>6</u>	5	3	37.5%	C
6	3	新市民会館の供用開始(%)	100	—	<u>1</u>	15	38	38.0%	C
7	3	文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数(回)	10	3	<u>6</u>	17	24	240.0%	A
8	4	文化財施設の利用者数(人)	207,000	158,515	<u>150,324</u>	151,983	170,186	82.2%	A
9	4	市指定文化財の修理件数(件)	6	5	<u>2</u>	3	3	50.0%	B
10	4	伝統文化事業の件数（年間）(件)	6	5	<u>2</u>	3	3	50.0%	A
11	5	瀬戸内国際芸術祭本島会場への来場者数(人)	28,000	27,469	<u>17,679</u>	0	0	—	—
12	5	市を訪れた観光客数(万人)	360	294.5	<u>348</u>	341	330	91.6%	A
13	5	ホームページ閲覧回数(回)	1,210,000	1,102,388	<u>1,188,761</u>	1,414,853	1,677,988	138.7%	A

・指標は「丸亀市文化芸術基本計画実施計画」による。

・下線部は、コロナ禍における結果を示す。

・基準値は、新型コロナウイルスの影響が大きかったため、直近の数値を基準値としている。(No. 1, 2, 11, 12 は R 元年度、No. 4 は H29 年度、その他 No. は R2 年度)

・No. 2 のアウトリーチ事業への参加者数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、綾歌総合文化会館等が実施した事業への参加者数をいう。(令和 5 年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加)

・No. 5 の若手芸術家支援事業採択者（令和 6 年度以降は丸亀市文化事業協議会補助金交付事業採択者を含む）による事業回数とは、丸亀市文化振興事業協議会、綾歌総合文化会館等が実施した、当該事業の合計数をいう。

・No. 6 の基準値、各年度成果、目標値の数値は、新市民会館建設工事の進捗率とする。

・No. 7 の文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、綾歌総合文化会館等で行った、当

該事業の合計数をいう。(令和5年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加)

- ・No. 8 の文化財施設の利用者数とは、丸亀城天守入場者数、資料館入館者数、まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数の合計数をいう。

- ・No. 9 の基準値の数値は H29～R2、目標値の数値は R4～R7 の計画期間内の累計件数とする。

- ・No. 10 の伝統文化事業の件数とは、国事業「伝統文化親子教室」、県事業「ふるさと芸能わっしょいしょい」等の事業の合計数をいう。

- ・No. 11 は開催年度の数値を示す。

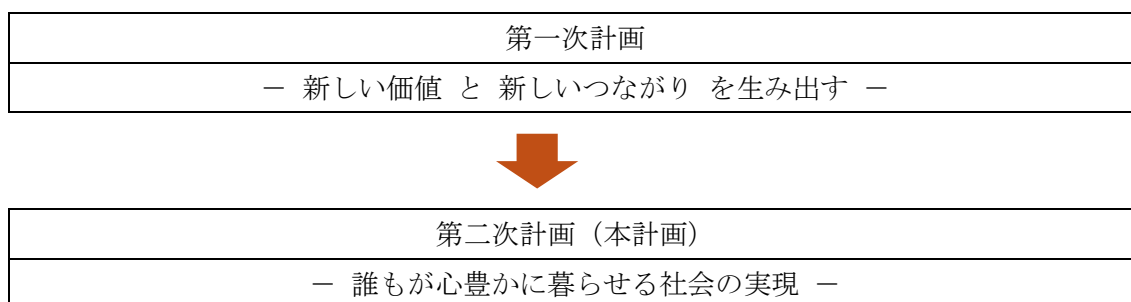
- ・No. 13 のホームページ閲覧回数とは、丸亀散歩、島旅ノート、せとうち石の島、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のホームページ閲覧回数の合計数をいう。

第3章 本計画の構成

第1節 基本理念

本計画の策定にあたり、基本理念を「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」へと見直します。これは、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」前文の、文化芸術が「心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉」という考えを踏まえたもので、市民にとってより分かりやすく、幸福に生きられるイメージを具体的に想起できる言葉に変更することによるものです。

なお、第一次計画の基本理念「新しい価値新しいつながりを生み出す」には、つながりが増えるほど多くの価値に出会えるという価値創造のサイクルとしての側面もあることから、新しい基本理念を実現するため基本方針の中で位置付けていきます。



第2節 基本方針

基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、計画全体の体系を見直し、基本方針の項目を整理しています。

第一次計画で用いられていた「まちづくり」という表現は、上位計画の「総合計画」で包括的に扱われており、本計画の各方針や施策においても踏まえられることから、基本方針としては個別に明記しないこととしました。

なお、これらの基本方針は、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」に示された中長期目標とも連動しており、国の政策との整合性を保ちながら施策を展開します。

(1) 基本方針1 文化芸術に触れる機会の充実

誰もが文化芸術に気軽に触れ、体験できる環境づくりを、教育機関や文化芸術に関わる人材・団体と連携して進めます。鑑賞から発表まで、文化芸術が身近に感じられる環境の中で、創造的な活動に親しむ人を増やすことで、豊かな感性や想像力などの非認知能力が育まれることを目指します。

(2) 基本方針2 文化芸術の多様な価値の創造

文化芸術は、インスピレーションを起点に、多様な価値を創造する力を備えています。国内外の質の高い文化芸術に触れる機会を広げることで、人は未知の美しさや価値に刺激を受け、新しい視点や感性を得ることができます。また、他者と出会い対話することによって、自分だけでは成し得なかった価値を創出することもできます。多様な価値が創造される過程で、文化芸術そのものの質が高められるだけでなく、多様な価値観への寛容性、環境への適応力が育つ社会の形成を目指します。

(3) 基本方針3 文化芸術による多様なつながりの創出

文化芸術は、違いのある人々を、違いを尊重したまま受け入れ、つながる力を備えています。誰もが文化芸術を通じた交流や学びの場を持つことで、相互理解が深まるとともに、そこで生まれるつながりは、孤独や孤立といった社会的課題へのアプローチにもなります。こうした文化芸術の力を活用し、多様なつながりを創出することで、一人ひとりが尊重される、心豊かな共生社会の形成を目指します。

(4) 基本方針4 歴史・文化の継承と発展

地域の暮らしに根ざした歴史・文化は、人々にとって大切な心の拠りどころです。保存と継承に着実に取り組むとともに、多様な人材や団体等と連携・協働し、持続可能で回復力のある文化コミュニティの形成を図ります。また、蓄積された文化芸術関連の研究成果によって、文化資源を適切に保存し、新たな価値を加えて継承し発展する過程で、地域の人がつながり、愛着や誇りを深めることを目指します。

現在の計画（第1次計画）
【基本方針1】市民主体の文化芸術の振興 【基本方針2】多様な文化芸術の創造 【基本方針3】文化芸術を生かしたまちづくり 【基本方針4】歴史・文化の継承 【基本方針5】多様な文化交流による魅力発信



新たな計画（本計画）
【基本方針1】文化芸術に触れる機会の充実 【基本方針2】文化芸術の多様な価値の創造 【基本方針3】文化芸術による多様なつながりの創出 【基本方針4】歴史・文化の継承と発展

第3節 施策の体系（作成中）

本計画の「基本理念」「基本方針」「基本目標」「基本的施策」を体系図で表します。

第4章 施策展開

本計画では、基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」に向け、4つの基本方針に基づき施策を展開します。各基本方針には、達成すべき状態を示す基本目標を設定します。

基本目標を達成するための具体的な手段として、基本的施策を実施します。その中でも、重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として定め、主な取組を着実に進めることで、基本理念の達成を目指します。

第1節 基本方針1 文化芸術に触れる機会の充実

基本目標	誰もが文化芸術に親しめる環境の中で、豊かな感性が育まれる
基本的施策	1-(1) 文化芸術の魅力に気付く機会の創出 1-(2) 文化芸術体験による子どもの育成 1-(3) 市民が主体となる文化芸術活動の促進 1-(4) 地域の文化芸術活動を支える仕組みづくり

第2節 基本方針2 文化芸術の多様な価値の創造

基本目標	文化芸術の新たな価値が創造され、多様な価値観への寛容性が養われる
基本的施策	2-(1) 質の高い文化芸術を体感する機会の充実 2-(2) 文化施設の活用 2-(3) 多様な価値が創造される交流の場の創出 2-(4) 文化芸術活動を支えるアーティスト等の人材育成

第3節 基本方針3 文化芸術による多様なつながりの創出

基本目標	文化芸術を通じた交流によって多様な人がつながり、一人ひとりが尊重され支え合う
基本的施策	3-(1) 多様な特性を持つ人がともに文化芸術鑑賞できる機会の創出 3-(2) 多様な人を対象にした、文化芸術を通じた交流機会の創出 3-(3) 文化芸術を通じて誰もが気軽に集まり、自然につながる居場所づくり 3-(4) 多様な主体と連携した、交流活動を支える仕組みづくり

第4節 基本方針4 歴史・文化の継承と発展

基本目標	歴史・文化を守り、新たな価値を加え継承し発展する過程で、地域の人がつながり、誇りや愛着を深める
基本的施策	4-(1) 地域の歴史・文化を学ぶ機会の創出 4-(2) 多様な主体と連携した歴史・文化の継承 4-(3) 文化資源を活用し発展させる地域の事業の推進 4-(4) 歴史・文化を保存する調査研究と人材育成

第5章 本計画の推進体制

効果的な推進のため、文化芸術そのものの振興に加え、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の分野との連携による横断的な施策展開を目指します。

多様な主体が連携し、未着手事業や新規事業の展開に向けた検討体制を整備し、施策を推進する中で、個別の取組は担当部署と関連部署が連携して検証を行い、課題を共有し、改善に繋がります。

また、地域の文化芸術活動を支える市民、文化団体、市民活動団体との協働に加え、専門人材や専門機関との連携を強化し、それぞれの特性を活かした施策を展開します。加えて、創造的な取組が生まれる環境づくりを図るため、市民主体の文化芸術の発展・創造を重視し、文化芸術団体や、市民活動団体との対話・交流を促進します。

第6章 本計画の進行管理

本計画の進行管理では、個別の取組ごとに具体的な実施計画を作成し、毎年度の進捗状況を把握します。計画期間の最終年度には、計画全体の見直しを行います。

個別の取組の進捗は、各部局の事業評価や市民アンケート調査等を通して数値目標の達成状況を確認し、丸亀市文化芸術推進審議会で検証します。この検証結果に基づき PDCA サイクルを適用し、計画の改善を図ります。評価においては、計画の実行性を高めるため、多様な市民の意識や施策の進捗を測る成果指標を設定し、客観的に検証します。成果指標は評価・検証の負担を考慮し、精選したものを適切に設定します。

なお、本計画では、成果指標を定量的な側面だけでなく、定性的な側面から成果目標を設定します。ニーズの多様化や人口減少等の社会状況により、従来の利用者数や実施回数等の数値だけでは推し量ることのできない変化を捉えることに重点を置き、継続的に検証することで、より適切な成果指標に近づけていきます。

検証結果は、計画内容の見直しや次年度の実施事業、新規事業の検討等に活用します。事業のインパクト評価を見据え、企画段階から様々な主体との丁寧な対話を重ね、事業の価値を引き出すことにつなげます。

<PDCA サイクルの図>



■ PDCA サイクル

- ① Plan(計画)施策や事業に関する目標などを定める
- ② Do(実施)上記①の方策などを実施する
- ③ Check(評価)定期的に上記①の見込みなどの進捗状況について評価する
- ④ Action(改善検討)上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う

*見直した後は、再度①、②、③、④を繰り返す。